

令和6年度新型コロナウイルスワクチン予防接種について

新型コロナウイルスワクチン予防接種は、令和6年度から予防接種法上のB類疾病に位置付けられ、重症化予防を目的に定期接種として下記のとおり実施します。

なお、「東京都新型コロナウイルスワクチン定期接種化に係る特別補助事業」を活用し、自己負担額が変更となりましたのでお知らせします。

記

1 接種期間

令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで

2 接種対象者

(1)接種日現在65歳以上の市民

(2)接種日現在60歳以上65歳未満の市民で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有し、その障害程度が身体障害者手帳1級相当に該当する方

3 自己負担額

変更前 3,500円

変更後 2,500円（東京都の補助事業を活用）

※生活保護受給者及び中国残留邦人支援給付者については、証明書の提出により自己負担なし

4 実施医療機関

市内指定実施医療機関のほか、他市（立川市・昭島市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市）の指定実施医療機関

5 市民への周知

市報10月1日号及び市ホームページ等